

隊友新聞 2022 年 4 月号記事

一般社会で活かせる社会保険関係の知識（5）

わが国では、高レベルの福祉を維持するべく、人を活用する企業には公的保険である「労働保険」及び「社会保険」への加入が義務付けられています。

そうはいつでも、わが国には 400 万ほどの事業主がいるとされており、中には社長一人で現場作業、というものも珍しくありません。

そして、「労働保険」「社会保険」への加入が義務だとしてもすべて守られているとも限りません。

そこで、退官後に民間企業で勤務されることが想定される自衛隊員の皆様にとって切っても切れない関係にある「労働・社会保険」の加入、及び万が一きちんと手続がなされなかった場面における対応についておさらいしていきます。

Q 1 そもそも、労働保険とは何ですか？

A 労働保険とは、労働者災害補償保険（今後「労災」と略します）及び雇用保険を総称したものであり、わが国の国民の大部分が民間の事業主の下で労働をすることに着目し、労働者でいる間に労働者となったがためにさらされる各種リスクへの備えとして強制加入する公的保険を言います。

労災は、働く時間や働くことと切っても切れない通勤という場面で起こるリスクをカバーし、雇用保険は失業をはじめとした雇用の安定への脅威をカバーします。

上記の観点から、労災は労働者であれば全員もれなく加入し、例えば定年退官後に内定を取得、実際の入社までの間に一週間の単発アルバイトをした場合でも加入します。

他方で、雇用保険は労災と異なり、加入条件を満たした労働者のみとなります。

Q 2 労働保険のうち、労働者災害補償保険（労災）と雇用保険において加入資格が異なるのはなぜですか？

A 労災は業務上及び通勤といった「労働」と密接にかかわる場面で起きるリスクをカバーするものです。そして、「労働」と密接にかかわる場面においては労働者側には自らリスクを取捨選択できる裁量に乏しい状況下にある、と言えます。そのため「労働者」であればもれなく加入します。

**他方、雇用保険は失業をはじめとした「雇用の安定」に対する脅威に備えるものゆえ、雇用の安定確保の要請が乏しい場合は加入させる必要がありません。例えば、法律で身分が保障され雇用が安定している公務員については、適用除外となっています。**

Q 3 業務中に被災したときに、事業主が労災申請に協力をしてくれない場合、どうすればいいのでしょうか？

A 労働者が単独で手続をすることができます。

この点、各種労災給付の申請書には事業主の証明欄がありますので、本来の労災申請の流れは①被災した労働者が労災に遭った状況を記したうえで②事業主が証明し、③労災指定病院等に届け出て④同病院等を経由して労働基準監督署に届け出る、というものです。

そのため、事業主の証明があるに越したことはありませんが、業務上・通勤上の災害による傷病といえるかどうかはあくまでも労働基準監督署長が判断しますので事業主の証明の

有無は労災給付に影響はありません。

Q 4 業務中に被災し、労災指定病院で手続きをしようとしたときに事業主の未加入が発覚したらどうすればいいのでしょうか？

A 労働者が単独で手続きをすることができますし、そのようにすることが現実的です。

なぜなら、未加入事業主が前問のような事業主の証明に協力してくれることが事実上期待しづらいからです。

そして、たとえ事業主が労災の加入手続きをしなかったとしても労災給付には影響ありません。

あくまで、労災は使用者の指揮命令下にある、いわば「上官命令絶対服従」の「自らリスクの取捨選別ができない状態」を保護するための制度であり、事業主の手続懈怠と労働者保護の要請は切り離して考えるべきだからです。

Q 5 「Q4」の場合、労災手続きをきっかけに未加入が発覚すると思いますが、事業主はどうなるのでしょうか？

A 「費用徴収」がなされることとなります。

これは、労働者を一人でも雇った場合はきちんと届出をしたうえで保険料を所定の手続のもとで納めるという責任を果たさなかったことに対する事業主へのペナルティの意味合いがあり、ペナルティを通じて事業主による自発的な法の順守を促しています。

筆者自己紹介

氏名：櫻井 宏二郎

出身地：千葉県柏市

資格：特定社会保険労務士、申請取次行政書士

年齢：43歳